

地方創生拠点整備交付金により整備した冷温水発生装置等の設計及び施工が不適切

1件 不当金額(支出) 1569万円

1 交付金事業の概要

奈良県生駒郡安堵町は、平成29年度に、地方創生拠点整備交付金事業として、地域再生法、地方創生拠点整備交付金制度要綱等に基づき、地域の交流と消費活動を創出・促進するなどのために、トーキュ安堵カルチャーセンター(以下「センター」)において、食に関連した機能を新たに追加する事業を事業費6289万円(交付金交付額3100万円)で実施した。このうち、センター内の多目的ホールの空調設備に係る改修工事は、屋上に設置していた防振架台及びその上に設置する冷温水発生装置を更新するなどしたものである。

2 検査の結果

本件工事の設計図書によれば、冷温水発生装置等の設備機器の設置については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(以下「耐震設計指針」)によることとされている。そして、耐震設計指針によれば、設備機器を設置する基礎が建物に固定していない梁型の基礎(以下「梁型基礎」)の場合は、設備機器の重心高さが、設備機器を固定している両端のアンカーボルト間の長さ(以下「ボルトスパン」)の0.25倍以下となっているかなど、地震によって生ずる力に耐えるための条件を満たしているか検討することなどとされている。

また、設計図書の一部である納入仕様書によれば、防振架台は、径16mmのアンカーボルトを用いて計6か所を梁型基礎に固定すること(この条件を「施工条件」)などとされている。

しかし、本件工事の設計業者は、梁型基礎の耐震性について耐震設計指針に基づく耐震設計計算を行っていなかった。また、同町においても、耐震設計指針に基づく耐震設計計算が行われているかを確認していなかった。

そこで、梁型基礎の設計について、耐震設計指針に基づき耐震設計計算を行ったところ、冷温水発生装置等の重心高さがボルトスパンの約0.56倍となっており、地震によって生ずる力に耐えるための条件である0.25倍以下となっておらず、耐震性が確保されていなかった。

また、本件工事の請負人は、防振架台の施工条件を確認せずに施工するなどしたため、防振架台は6か所のうち2か所は梁型基礎に固定されておらず、残りの4か所は施工条件で求められている径16mmのアンカーボルトが使用されておらず、径12mmのアンカーボルトが使用されていた。さらに、同町においても、施工条件を満たした施工となっていないことを看過していた。

したがって、本件工事で設置した冷温水発生装置等(工事費相当額計3186万円)は、設計及び施工が適切でなかったため耐震性が確保されておらず、地震時に転倒して破損するなどのおそれがある状態となっていて、これに係る交付金相当額計1569万円が不当と認められる。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	事業費	左に対する 交付金交付 額	不当と認め る事業費	不当と認め る交付金相 当額
奈良県	生駒郡安堵町	地方創生拠点整備交付金	平成 29	円 6289万	円 3100万	円 3186万	円 1569万